

I 答申の趣旨

川崎市は、2001（平成13）年10月に「男女平等かわさき条例」（川崎市条例第14号。以下「条例」という。）を制定し、「自立」「平等」「快適」をキーワードとした男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の基本理念と、実現に必要な基本施策、推進体制等を明確にし、2004（平成16）年5月には、この条例に基づき、川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」（以下「行動計画」という。）を策定し、2008（平成20）年度までの5年間で取組むべき緊急性、重要性の高い施策を、5つの柱、13の重点項目別に体系化しました。

条例においては、「市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するもの」としています（条例第15条第1項）。この基本施策を具体化するため、行動計画では「5つの柱 - V：推進体制の充実」において、「行動計画の推進状況を点検、評価するためのシステムの構築」が盛り込まれました。

2004（平成16）年5月、第2期川崎市男女平等推進審議会（以下「第2期審議会」という。）は、市長から「男女平等推進状況を点検、評価するための仕組みづくりについて」の諮問を受け、2年間にわたり行動計画の推進状況を点検、評価するための効果的な手法について検討を重ね、2006（平成18）年5月、その結果を市長に答申しました。

2006（平成18）年7月、第3期川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は市長より『川崎市男女平等推進行動計画について、①「川崎市男女平等推進行動計画の検証、評価について」、②「川崎市男女平等推進行動計画の改定について」』の2項目の諮問を受け、第2期審議会が答申した評価手法に基づき、諮問の1項目である「川崎市男女平等推進行動計画の検証、評価について」審議してきました。

行動計画の進行管理を実効性の高いものとし、男女平等施策がより効果的に推進されるために、この審議結果を以下に答申します。今後、この答申を尊重して、より効果的な男女平等施策が推進されるよう希望します。

II 評価の枠組み

第2期審議会で検討した評価手法に基づき、以下の枠組みで点検、評価します。

1 評価者

第3期川崎市男女平等推進審議会

2 評価の対象

川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」に基づき、2006（平成18）年度までに市が実施した男女平等施策の推進状況

行動計画においては、男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に、市が取り組むべき施策を「5つの柱」「13の重点項目」「55の施策」の3つの階層に体系化しています（p.27 参考資料「男女平等推進行動計画体系図」参照）。評価にあたっては、この「13の重点項目」ごとの推進状況を点検、評価しました。

3 評価方法および評価基準

評価にあたっては、状況を客観的に示すデータを参考に、重点項目に沿って推進状況を分析・評価しました。その際、数値で表される成果のみならず、取り組みの過程や、社会状況の変化等も考慮し、項目ごとに評価すべきポイントを定め、「評価の枠組み」（p.4）の4に掲げる評価資料、男女共同参画に関連するその他の施策の動向等を踏まえ、総合的に判断し結果をまとめて評価として記述しました。なお、行動計画の実施期間のうち、2006（平成18）年度までに取り組みが進んだ施策が評価の資料から明らかな項目については高く評価し、そうでない項目については、厳しく評価しました。

4 評価資料

市から提供された行動計画の推進に関する以下の3つの調査結果を参照しました。

（1）25の数値指標調査

25の数値指標は、2006（平成18）年5月第2期審議会答申「男女平等推進状況を点検、評価するための仕組みづくりについて」（以下「第2期答申」という。）において、「男女平等推進状況に関する数値指標」として提案されたものです。行動計画の13の重点項目に沿って設定されており、市の経年変化や国および他都市の状況等と

比較しやすい数値であり評価の参考としました。

【25の数値指標】

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) ネットワークへの参加団体数 | (14) 混合名簿採用状況 |
| (2) 審議会等への女性委員の割合（①女性委員比率、②女性会長のいる委員会数、③女性委員ゼロ委員会数） | (15) 男女平等推進に関わる研修数と参加者数 |
| (3) 管理職者数（課長、部長、局長級）、校長、教頭の女性比率 | (16) 男女平等研修に関わるすくらむ 21 の施設利用状況 |
| (4) 市役所における保育、看護職従事者数 | (17) 人権オンブズパーソン相談・救済申立て件数 |
| (5) 男女平等推進学習会数及び男女別参加者数 | (18) 男女共同参画センターハローウイメンズ 110 番相談件数 |
| (6) 顕彰された事業所数 | (19) ドメスティック・バイオレンスの被害経験者数 |
| (7) 常用労働者の性、年齢階級別所定内賃金格差 | (20) 一時宿泊施設の利用者数 |
| (8) 年齢、男女別実労働時間 | (21) 市内民間シェルター数と利用者数 |
| (9) 男女別労働力率 | (22) 保健所、すくらむにおける関連講座数と参加者数 |
| (10) 女性管理職比率 | (23) 行動計画の評価に参加した市民の男女別数 |
| (11) 男女別育児・介護休業取得者割合（事業所） | (24) 各局・区役所の男女共同参画推進員の設置状況及び活動状況 |
| (12) 男女別育児・介護休業取得者割合（市役所） | (25) 人権・男女共同参画室の男女平等推進関係予算 |
| (13) 待機児童数、保育所の定員数、出生数 | |

（２） 市民や事業者の意見調査

市民や事業者の意見や要望を把握するために実施した市の調査・資料を活用しました。

【使用した主な調査・資料】

- ① 川崎市市民意識実態調査（2001〔平成13〕年3月）
- ② 川崎市市民意識実態調査（2004〔平成16〕年3月）
- ③ 2005（平成17）年度版川崎市労働白書特別調査「女性労働者の実態及び制度」（2006〔平成18〕年3月）
- ④ 川崎市市政モニターアンケート調査（2006〔平成18〕年3月）
- ⑤ かわさき男女共同参画データブック（2006〔平成18〕年3月）
- ⑥ 川崎市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書（2007〔平成19〕年3月）
- ⑦ その他川崎市市民局人権・男女共同参画室が行った川崎市各局（室）区への調査

（３） 平成16年度川崎市男女平等推進行動計画事務事業推進状況調査（年次報告書）

行動計画に掲げられている施策を推進する各局（室）区が、13の重点項目に沿ってその取組みを自己評価した結果（川崎市男女平等推進行動計画事務事業推進状況調査、以下「年次報告書」という）を評価の参考としました。

Ⅲ 評価

重点項目-1 市、市民、事業者が男女平等推進のための意見交換ができる場の設置

行動計画に基づき、2005(平成17)年11月にかわさき男女共同参画ネットワーク(*1)(愛称:すくらむネット21、以下「すくらむネット21」という。)が発足しました。地域、経済、医療、福祉、教育、市民活動等さまざまな分野の42団体が参加し、「男女平等のまち・かわさき」の実現にむけて意見や情報を交換することのできる場が設けられたことを高く評価します。今後は、このネットワークを最大限活用するための仕組みづくり、更には参加団体の拡大、ネットワークとしての活動のより一層の充実を望みます。

重点項目-2 政策・方針決定過程における女性の参画促進

市の女性管理職比率は、いまだ数値目標とは大きな隔たりがあり、効果的な取組みの推進なしには目標達成は望めない状況です。今後、数値目標達成のために「女性の能力発揮促進のための積極的な取組み」(*2)(以下「ポジティブ・アクション」という。)を求めます。また、さらなる職域拡大を期待します。

一方、民間事業所に対して市が実施している「かわさき労働情報」等による情報提供や、市および川崎市男女共同参画センター(愛称:すくらむ21、以下「すくらむ21」という。)が実施している講師派遣事業は、民間事業所における女性管理職登用促進の取組みとして評価します。今後も、より一層の推進を望みます。

重点項目-3 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進

競争入札時における評価制度の中に男女共同参画の項目を設け次世代育成支援対策に関する行動計画を策定している事業所を優遇する制度の導入、民間事業所へ積極的な広報と働きかけの実施、女性のための再就職支援・就労継続支援講座内容の充実の3点については評価します。

しかし、最も実現が望まれる分野でありながら、その効果が短期的には表れにくい項

目であるため、より効果的な施策の工夫を求めます。

重点項目-4 地域で子育てを支える環境づくり

川崎市保育基本計画に基づき、待機児童解消に向けた保育園の増設や定員の増加等の施策を進め問題の解消に向けて努めている点、また、多様な保育ニーズにもこたえる積極的な取り組みを行っている点を評価します。

ただし、急激な市民の増加に施策が追いつかない地域もあり、今後更なる推進を望みます。

重点項目-5 子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備

市及びすくらむ 21 が行っている男女平等推進学習に関する講座については、多様なライフスタイルの男女の参加を促進する曜日・時間帯で開催するよう工夫した点を評価します。今後もより効果的な宣伝媒体を駆使し、多様な男女の参加を進める工夫を望みます。

男女混合名簿の導入率については、中学校が小学校、高等学校に比べ依然低い状態であることから、今後原因を分析し、改善を進めるよう求めます。

重点項目-6 地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施

川崎市男女平等推進週間を設定し、市内の各施設で講演・講座を開催し、図書の紹介やドキュメンタリー上映等を行い、並行してポスターやチラシ等を市内広報掲示板・公共施設等に掲示及び配布していることを評価します。

今後は、より幅広い市民への男女平等に向けた意識啓発のために、イベント拠点の一層の拡大、市の施設以外でのポスターやチラシ等の配布場所の工夫や、紙媒体以外の効果的な周知方法の開発を期待します。

重点項目-7 男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の確立

市及びその関連施設において、男女平等の視点に立ったメディア・情報リテラシー(*3)講座や市民が自ら映像製作等をして発信する力を向上させる講座は少なく、市民への支援は十分ではありません。市民とメディア関係者の情報・意見交換のための支援についてはその手法も含め検討することを求めます。

重点項目-8 性に基づく差別を撤廃するための、人権オンブズパーソン制度の周知と活用

2006（平成 18）年からインターネットによる相談の受付や週末の相談受付を開始するなど相談方法の拡充に努め、また、リーフレットやポスター等により市民への周知に努めていることを評価します。また、他の相談機関との連携についても、行政連絡会議、ドメスティック・バイオレンス(*4)（以下「DV」という。）関連会議等に積極的に参加し情報交換を行っていることも評価します。

今後は、人権オンブズパーソンがより効果的な救済機関として機能することを望みます。

重点項目-9 地域に根ざした女性に対する人権侵害防止・相談・救済体制づくり

女性への暴力に対応するための地域連絡会として、「川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会」に加えて 2004（平成 16）年には「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」を設置し、市内の関係機関の連携をはかったことを評価します。また、女性総合相談は、相談体制の充実に伴い相談件数も増加しており、潜在していたニーズに応えるよう努めたことも評価します。DV対策の周知については、パンフレットの配布方法を工夫し、より多くの市民に情報を行き渡らせるよう望みます。

重点項目-10 援助を必要とする女性及び支援団体等への、財政的支援を含むさまざまな支援の実施

DV防止法の改正を受け、市営住宅へのDV被害者の優先入居を可能とするための要

綱を策定し、取組みを進めていることを高く評価します。

また、2004（平成 16）年には市内 2 つの民間シェルター（*5）に対する補助金支給を前年度の 2 倍に増加したことも高く評価します。

重点項目－11 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組みの実施

女性スタッフの確保が難しい現状を考慮し、現在市内 2 ヶ所の公立病院に女性専用外来（*6）を設置、維持していることを評価します。しかし、市の実施する性と生殖に関する講座や、市内の医師に関する情報提供は不十分です。さらにこの項目については市民の実態やニーズを把握した上で、より積極的かつ効果的な施策の実施を強く求めます。

重点項目－12 行動計画の推進状況を点検、評価するためのシステムの構築

行動計画の推進状況を検証するため、毎年点検、評価し、公表するための仕組みを構築したことを評価します。また、市民意識実態調査の実施、年次報告書の作成により、主な評価資料を整備したことも評価します。今後は、男女平等の視点からの既存の統計データの再整備、推進状況の公表方法の工夫、市民による評価を実現するための支援を求めます。

重点項目－13 率先して男女平等施策を推進するための庁内推進体制の整備、 確立

2005（平成 17）年 4 月、各局（室）区に川崎市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置したこと、市の広報における男女共同参画の視点からの点検の実施、年次報告書のとりまとめを行ったことを評価します。また、申請書等における性別欄の見直しを進めるための調査を実施し、不必要な記載欄を無くす傾向にあることも評価します。今後、庁内全体に男女平等推進の視点が入り入れられるよう、推進員制度の一層の充実を求めます。

【関連用語】

(*1) かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット 21）（p. 6）

☞ 参考資料「重点項目別評価（詳細）」p. 12-（2）評価プロセス参照。

(*2) 女性の能力発揮促進のための積極的な取組み（ポジティブ・アクション）（p. 6）

固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等により生じる男女の格差を是正し、活躍促進、能力発揮にむけた参画の場の機会を提供する、積極的かつ暫定的な取組み。

(*3) メディア・リテラシー／情報リテラシー（p. 8）

メディア・リテラシーは、メディア情報を読み解き発信する能力。情報リテラシーは、IT等の新しい技術を使いこなせる能力。

(*4) ドメスティック・バイオレンス（DV）（p. 8）

恋人や親密な間柄にあるパートナーを含む配偶者から受ける身体的、精神的暴力。

(*5) 民間シェルター（p. 9）

民間により運営されているDV被害者のための緊急一時保護施設。

(*6) 女性専用外来（p. 9）

女性のライフサイクルにともなう身体の変化に応じ適切な医療を受けることができる、性差に着目した医療を総合的に診療する外来。

IV 今後の課題

1 ヒアリングの実施

今後の評価をより充実させ、効果的な施策を策定するために、ヒアリングの実施が課題となります。

点検、評価にあたり、現状を示す客観的なデータを参考にしつつも、市の取組みの過程や社会状況の変化を考慮し総合的に判断するためには、施策を実施する各部局からの意見聴取が重要です。とりわけ施策への積極的な取組みがなされながら成果が上がらない場合については、阻害要因を検討し、今後の行動計画に反映させる必要があるため、ヒアリングが不可欠です。

2 評価結果の公表方法や表示について

審議会が行った評価は、行動計画に基づき市が策定した施策の推進状況を、いくつかの評価のポイントに絞って点検評価した結果を記述したものであり、男女平等の現状についての市民の主観的な評価とは必ずしも一致しないこともあり得ます。審議会は今後も市の施策の推進状況について評価を続けていきますが、最終的な評価者は市民であるため、市民による多様な評価が活発になることを期待します。そのため、市民の評価活動を支援する市の取組みが課題となります。また、審議会のおこなった評価をよりわかりやすくするために、結果を簡単な記号等を使用して表示することも今後の検討課題です。